

もしもの時に備えて…

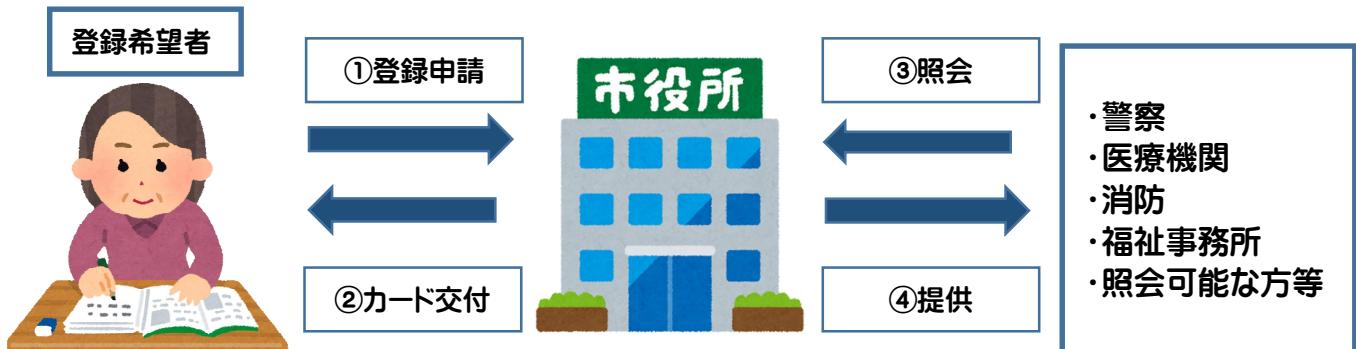
水戸市終活関連情報登録事業をご活用ください。

登録費用は無料！

病気や事故等により意思表示ができなくなったときや、お亡くなりになったときなどの「もしもの時」に備え、緊急連絡先や終活に関する情報をあらかじめ水戸市に登録いただくことで、警察や消防、ご本人が指定したご家族や大切な方等からの照会に対し、登録情報をお伝えすることができます。

※照会なしに市が連絡したり、照会者の依頼で他の支援をするものではありません。

■ 登録から提供までの流れ



■ 対象者

水戸市に住所を有する 65 歳以上の方

■ 登録申請できる方

対象者ご本人

※対象者ご本人が障害や認知症等やむを得ない事情により明らかに申請できない場合に限り、成年後見人等が申請できます。

■ 登録できる情報

※登録する情報はご自由に選択できます。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ①緊急連絡先 | ②本籍 |
| ③かかりつけ医、アレルギー等 | ④リビング・ウィルを記した文書の保管場所 |
| ⑤エンディングノートの保管場所 | ⑥臓器提供の意思 |
| ⑦献体登録先 | ⑧死後事務委任契約及び葬儀等の生前契約等 |
| ⑨墓の場所 | ⑩遺言書の保管場所 |

こちらが登録カードです！



①登録申請

○本人申請の場合

水戸市終活関連情報登録申請書に必要事項を記入し、本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカードの表面、介護保険被保険者証等)と一緒に窓口に提出してください。

○成年後見人等申請の場合

本人申請の場合の書類に加え、申請者の本人確認書類の写しと成年後見の審判書の写しを窓口に提出してください。

②水戸市終活関連情報登録カードの交付

登録の完了後、水戸市終活関連情報登録決定通知書(登録情報が記載されたもの)と登録カード(診察券サイズの携帯用)を郵送にて交付します。

※登録カードはもしもの時に、他者が発見できるように携帯してください。

③照会

照会可能な方(登録申請時に指定された方)は、水戸市終活関連情報登録照会書に必要事項を記入し、本人確認書類の写しと一緒に窓口に提出してください。

④提供

照会可能な方からの照会に対して登録情報を提供します。

※郵送で申請・照会することもできます。

その際は、ご本人の確認のためお電話をさせていただきますので、ご了承ください。

【問合せ先】

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 (水戸市役所1階)

水戸市 福祉部 高齢福祉課地域支援センター 地域支援事業係

受付時間:平日 午前8時30分~午後5時15分(年末年始は除く)

電話:029-232-9110

